

I. 高畑町裁判所跡地の現状と課題

(1) 位置

- 高畑町裁判所跡地は、都市公園奈良公園（約500ha）の南端に位置し、鷺池、浮見堂に隣接する箇所（約1.3ha）である。
- 近鉄奈良駅からは直線距離で約1.2km、JR奈良駅からは東へ約1.8kmに位置する。

(2) 成り立ち

- 江戸期までは、興福寺子院の「松林院」が立地
- 明治期から大正期にかけて、大阪の財閥「山口家」が所有
- 昭和2年に、国指定「名勝奈良公園」に追加**
- 昭和26年に、最高裁判所が所有
- 平成7年まで、家庭裁判所分室及び官舎として利用
- 平成17年に、奈良県が所有

(3) 現状と課題

- 高畑町裁判所跡地は、竹林の繁茂や塀の倒壊等により、**名勝奈良公園として評価された環境を損ねている**だけでなく、倒木による人身事故も発生しており、十分に維持できていない。
- 一方で、敷地内には、大正期に山口家が作庭した庭園が現存しており、**近代の奈良公園を代表する歴史的資源として高く評価**されている。
- しかしながら、その庭園も、園池への土砂の堆積、護岸の毀損等により、十分に利活用できる状況にない。



大正期に建てられた
茶室等の様子
(当時の写真)
滴翠美術館提供



高畑裁判所跡地の位置(赤枠)
(昭和50年)国土地理院より作成
～平成7年までの様子



塀の倒壊(平成22年当時)



敷地内での竹林の繁茂、
枯死木の倒木



敷地内に現存する大正期作庭の庭園
石灯籠が倒れるなど、
その価値を損なっている

II. 高畑町裁判所跡地の整備計画

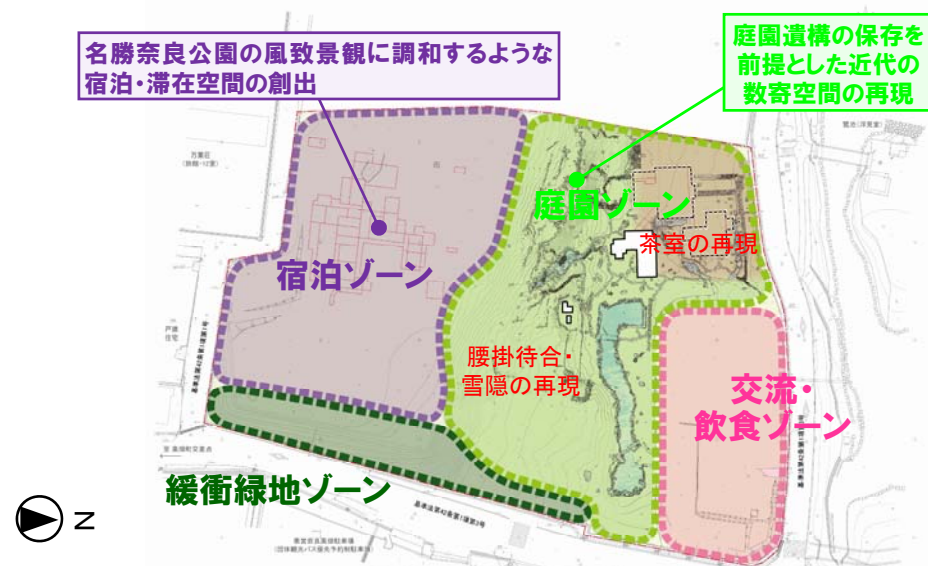
(1) 目的

- 「奈良公園基本戦略」に基づき、「世界に誇る奈良公園」の一面として、国指定名勝にふさわしい環境の維持・向上を図る。
- このため、奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う「大正期作庭の庭園の復元し、一般の方々に開放する」とともに、「敷地内の一部に興福寺子院があった往時を偲ばせる宿泊施設の整備」に取り組む。

(2) 整備コンセプト

「日本が誇る庭園文化・茶の湯文化を感じることでできる場の再興」

- 高畑町裁判所跡地が有する、日本を代表する茶道家・小説家・芸術家等が茶の湯とともに交流を育んだ別荘地としての学術的・芸術的価値の維持・向上を図る。



(3) 整備による奈良公園の魅力向上

- 法規制を遵守し、奈良公園の景観と調和した瓦葺き屋根の建物を整備（高さ8m以下、建ぺい率20%以下）
- 興福寺子院に関わる遺構を保存
- 巨木や沿道沿いの樹木を保存するとともに、枯れ木や外来樹木を駆除し、奈良公園の環境を向上（緑地率40%以上）
- 整備内容や方法について、多くの関係者に広く意見を伺い、尚且つ、文化庁や名勝・史跡・庭園などの専門的な知識を有する有識者に深く意見を伺いながら、8年の歳月をかけて検討
- 整備内容は、名勝の価値を踏まえものとして文化庁の許可が必要



(4) 民間事業者による整備

- 民間事業者により整備を実施
- 東京オリンピック開催の平成32年春のまちびらきを目指す。